

平成30年 8 月 6 日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町行政情報公開審査会
会長 安達 和志

大磯町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月30日付けで諮問された「H25～29年度の①高麗ハイツのプロパンガス庫（登記済）②クリオ大磯式番館Ⅱ（Ⅱ）③グランベール大磯Ⅱ（Ⅱ）④こゆるぎハイツⅡ（不登記）の資産区分（家屋・償却）等の課税内容、床面積等の判る資料」に係る行政情報公開請求拒否決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

大磯町長（以下「実施機関」という。）が、「H25～29年度の①高麗ハイツのプロパンガス庫（登記済）②クリオ大磯式番館Ⅱ（Ⅱ）③グランベール大磯Ⅱ（Ⅱ）④こゆるぎハイツⅡ（不登記）の資産区分（家屋・償却）等の課税内容、床面積等の判る資料」について、公開請求を拒否した決定は、妥当であると判断する。

2 審査請求の経過

(1) 行政情報公開請求

審査請求人は、平成30年2月9日付けで実施機関に対し、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、「こゆるぎハイツのプロパン庫は、家屋でなく、償却資産の構築物（フェンス）として課税している。この行為は地方税法（第341条）上違法であり、同様の行為が他の共同住宅でも同様に行われているか、それともこゆるぎハイツのみに恣意的に行われているのかを明らかにする為」として、「H25～29年度の①高麗ハイツのプロパンガス庫（登記済）②クリオ大磯式番館Ⅱ（Ⅱ）③グランベール大磯Ⅱ（Ⅱ）④こゆるぎハイツⅡ（不登記）の資産区分（家屋・償却）等の課税内容、床面積等の判る資料」に係る行政情報公開（行政情報の閲覧及び写しの交付）請求を行った。

(2) 行政情報公開請求に対する決定

実施機関は、平成30年2月23日付けで、上記請求に対し、条例第7条の2該当（請求に係る行政情報は、一般的に知り得ない情報であり、地方税法第22条による秘密に該当することから、存否の応答を拒否するため。）を理由として、行政情報の存否を明らかにしないで公開の請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に行政情報公開請求拒否決定通知書を交付した。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成30年3月19日付けで、大磯町長に対し、本件処分を不服とする審査請求を行った。

(4) 審査請求に係る諮問

実施機関は、平成30年3月30日付けで、大磯町行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第12条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、大磯町長が平成30年2月23日付けで行った本件処分を取り消し、違法に開示されなかった部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書（平成30年4月25日付け）及び平成30年6月6日の当審査会の口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 大磯町内の3つの団地に係る固定資産税の減免に関する訴訟の過程で、裁判資料により、こゆるぎハイツのプロパンガス庫が家屋でなく償却資産として課税されている実態を知り、家屋として賦課していない件について、町に対し提訴した損害賠償請求等住民訴訟事件（平成29年（行ウ）第54号）にて係争中である。町内の他のプロパンガス庫が家屋として課税されているか知るべく、当該請求を行った。

なお、請求に係るプロパン庫4基のうち、こゆるぎハイツのプロパン庫は登記されていないが、他の3基は家屋として登記されているため、家屋として課税されていることが想定される。

イ 当該プロパン庫4基は構造も同一であり、地方税法上すべて課税すべき家屋にあたるが、最も床面積の大きいこゆるぎハイツについて固定資産税の家屋として課税されていないことは違法不当に相当する。従って、本件情報開示は、

現行の課税実態の把握については違法不当状態を是正するという観点から、公益上の特段の必要がある。

ウ 開示を求める行政情報は、課税金額ではなく、資産区分（家屋か償却資産か）やどちらで課税がされたのかという課税状況に関する情報である。地方税法第22条にいう「秘密」とはいわゆる「実質秘」をいうと解されるどころ、床面積については登記事項や、未登記のものは裁判資料で既に確認できており、プロパン庫が家屋として課税されていること、また、家屋として登記されるべき建物及び登記済の建物の床面積等は「実質秘」に当たらず、開示して当然の情報である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された弁明書（平成30年4月24日付け）及び平成30年6月6日の当審査会の拒否理由の説明における実施機関の主張を要約すると、拒否の理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政情報の内容は、地方税法第380条第1項の規定により当町に備えられる固定資産課税台帳に登録されるべきものである。当町の固定資産課税台帳は電子システムで整備しており、その内、家屋については家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産については償却資産課税台帳にそれぞれ登録される。対象文書について、これらの課税台帳への記載の有無や課税台帳の種類を開示することにより、課税の実務が判明し、財産の所有の有無についても明らかになってしまう。

(2) 固定資産税において、財産の所有の有無や、税務調査上知り得た現況地積、現況地目、現況床面積、価格、課税標準額等の課税情報は、一般的に知られている事項（不動産登記情報）とは性格を異にしており、地方税法第22条の「秘密」に該当する。

審査請求人は登記されている建物の床面積等は「『実質秘』に当たらない。」と主張するが、家屋の課税において、登記簿の情報はあくまで参考であり、実際の税務調査により判明した現況床面積等を基に行い、償却資産の課税においても、地方税法第383条の規定による所有者の申告の内容を基に行う。

(3) 地方税法第22条において、「地方税に関する調査（略）の事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

納税義務者等を対象に、地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧制度や、同法第416条第1項の規定に基づく土地価格等縦覧帳簿及び家

屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度があるが、審査請求人は制度対象外である。また本請求は、上記制度によらず地方税法第22条の「秘密」に該当する情報の公開を求めるものであり、これに対し当町が公開の決定をすることは、同条の規定に抵触する。

- (4) 上記の理由により、通常であれば、固定資産課税台帳に記載がある場合は、条例第6条第7号（法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報）に該当するものとして行政情報非公開決定をし、固定資産課税台帳に記載がない場合は、条例第9条の規定により行政情報不存在決定をするところであるが、本件請求においては、対象となる施設が具体的に示されているため、請求に係る行政情報の存否を明らかにしただけで、地方税法第22条の「秘密」に該当する固定資産課税台帳に登録されるべき物件の有無等が開示されてしまうこととなる。

「大磯町行政情報公開条例の解釈及び運用の基準」では、存否の応答を拒否する場合の要件として、「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した公開の請求が行われたこと。」、「公開の請求に係る情報自体が非公開として保護すべき利益があること。」及び「当該行政情報の公開、非公開又は不存在を答えることにより、公開したことと同様な効果が生ずること。」を挙げており、本件請求については、これらの要件をすべて満たしているため、条例第7条の2（公開の請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる）に該当するとして行政情報公開請求拒否と判断した。

- (5) なお、「当該プロパン庫を『固定資産税の家屋として賦課していない』ことは違法不当に相当する。」という審査請求人の見解については、町に対し審査請求人が提訴した損害賠償請求等住民訴訟事件（平成29年（行ウ）第54号）にて係争中であり、現時点でこれらについて違法か否かの結論は出ていない。また、町に対し審査請求人が提訴した行政文書不開示処分取消請求事件（平成29年（行ウ）第61号）においても、「固定資産税の非課税申告書に関する情報公開に対する非公開決定」について係争中であり、結論は出ていない。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求に相当する行政情報について

本件において審査請求人が請求した行政情報は、「H25～29年度の①高麗ハイツのプロパンガス庫（登記済）②クリオ大磯式番館Ⅱ（Ⅱ）③グランベール大磯Ⅱ（Ⅱ）④こゆるぎハイツⅡ（不登記）の資産区分（家屋・償却）等の課税内容、

床面積等の判る資料」である。

これに対して実施機関は、地方税法第380条第1項及び第2項に基づき固定資産課税台帳を電子システムで管理しており、審査請求人が公開を求める「資産区分（家屋・償却）等の課税内容、床面積等」は、固定資産課税台帳のうち、家屋については家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳、償却資産については償却資産課税台帳に登録され得る情報に相当するものと認められる。

(2) 本件請求に係る行政情報の条例第6条第7号及び条例第7条の2該当性について

実施機関は、本件請求に相当する行政情報は、通常であれば対象文書の存否に応じて、条例第6条第7号に該当するものとして非公開の決定をし、又は条例第9条の規定により不存在の決定をするところであるが、本件請求では対象施設が具体的に示されており、請求に係る行政情報の存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、条例第7条の2に該当すると判断し、当該公開の請求を拒否しているため、以下、条例第6条第7号及び条例第7条の2の適用の適否につき検討する。

ア 条例第6条第7号では、「法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報」については、非公開とすることができると規定している。

この点、地方税法第22条は地方税の調査事務に関して知り得た秘密の漏えいを処罰することとしているから、地方税法により守秘義務が課されている情報は本号の「公開することができないとされている情報」に当たると解される。固定資産税に関する税務調査により、職務上知り得た資産の内容、現況床面積、価格、課税標準額等の課税情報は、必ずしも不動産登記情報と同一でなく、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものといえるから、地方税法第22条の「秘密」に該当する。

イ 条例第7条の2では、「公開の請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。」と規定している。

ウ 本件については、固定資産課税台帳システム内の家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に記載され得る内容が請求対象となっており、これらの台帳に記載された行政情報は、その性質に照らして、上述したとおり地方税法第22条の「秘密」に該当すると解されるから、条例第6条第7号の規定に基づき、全部非公開にすべきものと考えられる。

しかし、本件請求においては、対象となる施設が具体的に特定されているため、請求に係る行政情報が記載された課税台帳の存否や該当する課税台帳の種

類を明らかにしただけで、固定資産課税台帳に登録されるべき物件の有無、その資産区分等が判明してしまうことになる。なお、審査請求人は裁判資料等で既に知っている情報が一部含まれていると主張するが、全体として一般的には知り得ない情報であり、請求人が誰かに関わらず当該行政情報の性質に即して決定をすべき情報公開の観点からも、条例第7条の2の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで公開の請求を拒否したことは妥当である。

(3) 結論

以上、審査会としては、「1 審査会の結論」に示すとおり答申する。